

広島県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

併設型中高一貫教育校の設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

併設型中高一貫教育校の設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(県立学校長に対する事務委任規程の一部改正)

第一条 県立学校長に対する事務委任規程(昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表広島県立広島中学校の項の次に次のように加える。

広島県立広島叡智学園中学校	特定事務 前項第十五号に掲げる事務(特定事務を除く。)並びに同項第十六号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる事務	広島県立尾道北高等学校 学校 広島県立広島叡智学園高等学校
広島県立三次中学校	前項第十五号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる事務	広島県立三次高等学校

第一条第二項の表県立学校名の欄中「広島県立総合技術高等学校」の下に、「広島県立広島叡智学園高等学校」を加える。

(広島県教育委員会公印規程施行細則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会公印規程施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

「広島県立広島中学校

別表の11中「広島県立広島中学校」を 広島県立広島叡智学園中学校 に、「広島県

広島県立三次中学校」

立総合技術高等学校」を 「広島県立総合技術高等学校 に改め、同表の13中「広島

県立総合技術高等学校」

「広島県立広島中学校長

県立広島中学校長」を 広島県立広島叡智学園中学校長 に、「広島県立総合技術高等学

校長」を 広島県立三次中学校長 「

「広島県立総合技術高等学校長 に改め、同表の14中「広島県立総合技術

高等学校出納員」を

「広島県立総合技術高等学校出納員 に改める。

「広島県立総合技術高等学校出納員」

（広島県立学校文書管理規程の一部改正）

第三条 広島県立学校文書管理規程（平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号）の一部

を次のように改正する。

別表第二中「広島県立広島中学校 広島中」を

「広島県立広島中学校 広島中

広島県立広島叡智学園中学校 叡智中 に、「広島県立総合技術高等学校

広島県立三次中学校 三次中」

総 高」を 「広島県立総合技術高等学校 総 高

広島県立広島叡智学園高等学校 叡智高」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成三十年四月一日から施行する。